



空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が所有者等に代わり措置（行政代執行）を行います。

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に対して、第14条第9項の規定による行政代執行を行うこととなりました。

1. 執行開始日時

平成30年12月3日（月曜日）午前9時

2. 建物の所在地

香取市佐原イ 885 番地 20

3. 建物の用途・構造

共同住宅（木造2階建）

※写真参照

4. 執行内容

- ・ 上記建物を除却します。
- ・ 崩落している土留め及び人工地盤は撤去し、さらに崩落のおそれのある部分も撤去します。
- ・ 敷地内に散乱している動産は撤去します。

5. 事務手続きの経過

- ・ 命令 平成30年2月15日（措置期限：平成30年5月15日）
- ・ 戒告 平成30年5月25日（措置期限：平成30年8月27日）

6. その他

- ・ 措置費用はいったん市が負担し、行政代執行終了後、所有者に請求します。
- ・ 執行開始日時までに所有者が改善措置を始めた場合は、執行を延期もしくは中止することがあります。

○建物全景（ベランダ側）



○建物全景（居室入口側）



○共用廊下の崩落



○ごみの散乱及び居室ドア開口



○崩落している土留め



○崩落のおそれのある人工地盤



問い合わせ先

香取市建設水道部都市整備課住宅・街なみ班

担当 高安・佐藤・大竹

電話 0478 - 50 - 1214